

令和 8 年 4 月 1 9 日 執 行
神 埼 市 議 会 議 員 選 挙

出納責任者の手引

神埼市選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和8年4月19日に執行される神崎市議会議員選挙について、出納責任者が特に心得ておかなければならない事項について、説明したものです。

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について、全面的な責任と権限をもっていますので、誤りのない事務処理をお願いします。

【目次】	
はじめに	1
第1 出納責任者について	2
1 出納責任者の選任及び届出	2
2 出納責任者の解任及び辞任	2
3 出納責任者の異動	2
4 届出前の寄附の受領及び支出の禁止	2
5 出納責任者の職務	2～3
第2 選挙運動費用の制限	4
1 選挙運動費用の法定制限額	4
2 選挙運動費用に算入されないもの	4～5
第3 報酬及び実費弁償一覧表	6
第4 収支報告書の提出	7
1 提出期限	7
2 添付書類	7
第5 収支報告書の記載要領	7
1 収入	7
2 支出	7～8
3 費目別記載要領	8～9
支出最高額決定書（見本）	10

第1 出納責任者について

候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負うのが出納責任者である。費用面についての全面的な責任と権限を持つことになる。

1 出納責任者の選任及び届出(法180条)

- (1) 出納責任者を選任したときは、文書で届け出なければならない。
- (2) 候補者が選任するが、候補者自身が出納責任者となることもできる。
- (3) 推薦届出の場合は、候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、あるいは自ら出納責任者となることもできる。
- (4) 出納責任者を選任した者は、文書で出納責任者が支出できる最高額を定め、出納責任者とともに文書に署名(必要に応じて押印)しなければならない。

【資料 NO3 用紙(様式集) 13ページ参照】

2 出納責任者の解任及び辞任(法181条)

- (1) 候補者は、文書で通知することによって出納責任者を解任することができる。
出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができるが、この場合は、候補者の承諾を得なければならない。
- (2) 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、辞任することができる。
- (3) 解任又は辞任した場合は、後任の者に直ちに事務の引継ぎを行わなければならない。

3 出納責任者の異動(法182条)

出納責任者に異動があったときは、所定の様式により届け出なければならない。

【資料 NO3 用紙(様式集) 13ページ参照】

4 届出前の寄附の受領及び支出の禁止(法184条)

出納責任者(職務代行者を含む。)は、選任届出がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け又は支出することができない。

5 出納責任者の職務

- (1) 会計帳簿の備え付け(法185条)

会計帳簿(収入簿と支出簿)を備え付け、選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を記載しなければならない。

金銭以外のときは、時価に見積もった金額を記載することになります。記載にあたっては、「会計帳簿」の収入簿、支出簿の備考及び「会計帳簿の記載例」を参照してください。

(1) 立候補準備のために要した支出の精算(法187条第2項)

立候補準備のために要した支出で、候補者あるいは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、その就任後直ちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければならない。

(2) 寄附の明細書の受領(法186条)

- ① 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に、寄附者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。
- ② 候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに明細書を出納責任者に提出しなければならない。

(3) 領収書等の徴収(法188条)

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。

(4) 出納責任者の支出権限(法187条第1項)

選挙運動に関する費用は、出納責任者でなければ支出することができない。ただし、立候補準備のために要する支出、電話等による選挙運動に要する支出及び出納責任者の文書による承諾を得た者は差し支えない。

(5) 帳簿及び書類の保存(法191条)

会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

第2 選挙運動費用の制限

1 選挙運動費用の法定制限額(法194条、196条、令127条)

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次の算式によって算出された額であり、選挙期日の告示日(4月12日)に選挙管理委員会が告示します。(100円未満は100円に切り上げ)

なお、支出金額の制限額は消費税相当額を含んだ額である。

法 定 制 限 額	
市議会 選 挙	(告示の日におけるその選挙区内の選挙人名簿登録者総数 ÷選挙区内の議員定数×501円)+220万円(固定額) 【計算例】 100円未満は、100円に切り上げ (26,000人÷18人×501円)+2,200,000円 =723,700円+2,200,000円 =2,923,700円 ※参考(選挙人名簿登録者総数を26,000人とした場合)

2 選挙運動費用に算入されないもの(法197条)

次に掲げる選挙運動に関する支出は、選挙運動費用とみなされないことになっています。したがって収支報告書にも記載する必要はありません。

(1) 供託金

(2) 立候補準備のためにかかった費用のうち、候補者若しくは出納責任者になった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの。

(3) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。
実質上、電話等による選挙運動に要した支出を除いては、出納責任者の文書による承諾がない以上は支出することができない。

(4) 候補者が乗用するバス、自動車等のためにかかった費用。(候補者が使用した一切の交通費)

(5) 選挙期日後に、選挙運動の残務整理のためにかかった費用。

(6) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。(戸籍抄本、住民票抄本等の交付手数料)

(7) 選挙運動用自動車及び船舶を使用するためにかかった費用。(自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手報酬等)

※ポスター及びビラの作成費と異なり、公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費用に算入する必要はない。

第3 報酬及び実費弁償一覧表(法197条の2、令129条)

選挙運動員、事務員、車上運動員等、労務者に支給するこのできる報酬及び実費弁償は、次のとおりである。

	区 分	報 酬	実 費 弁 償				
			鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料	
選挙 運 動 に 従 事 す る 者	選挙運動員	支給することができない。	実費額	1夜につき 23,000 円 (食事料2食 分を含む)	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円	1日につき 1,000円	
	市議会議員選挙、期間を通じ異なる者は5	選挙運動のために使用する事務員					1人1日につき15,000円以内
	市議会議員選挙、期間を通じ異なる者は5	車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者					1人1日につき20,000円以内(超過勤務手当は、支給することができない)
労 務 者		1人1日につき10,000円以内(超過勤務手当は、上記の額の5割以内、弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する)	上記に 同じ	1夜につき 20,000 円 (食事料は 含まない)	支給することができない。	通常用いる程度の茶菓は提供できる。	

(注)・支出の限度額、及び選挙運動員、事務員、車上運動員、労務者に支給される実費弁償の支給額には、消費税相当額を含む。

・実費弁償は、実際に要した額を超えて支給することは許されない。

第4 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した「収支報告書」を選挙管理委員会に提出しなければならない。

1 提出期限(法189条)

(1) 選挙の期日から15日以内に提出しなければならない。

(5月4日(月)午後5時まで)

(2) 上記(1)の精算届出後にされた寄附、その他の収入及び支出については、7日以内にその都度提出しなければならない。

2 添付書類(法189条)

(1) 収支報告書には、領収書の写し又はその他の支出を証する書面の写しを添付しなければならない。

(2) 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨、支出の金額、年月日、目的を記載した書面の添付が必要である。

第5 収支報告書の記載要領

1 収入 (法179条第1項)

(1) 種別欄には、「寄附」、「その他の収入」の区別を記載する。

(2) 寄附(法179条第2項)・・・金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。

例えば、拡声器や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、通常支払わなければならない借上料を支払わずにすむ利益があるので、その借上料に相当するものが寄附となる。

(3) その他の収入…自己資金、借入金等を選挙運動費用に充てる場合のものをいう。

(4) 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、「収入の約束」の場合は、その約束の日を記載する。

2 支出 (法179条第3項)

(1) 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

(2) 例えば、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、これを時価に見積もって収入に計上するとともに、同額を支出として計上しなければならない。

(3) 「月日」の欄には、実際に支出した日を記載する。「支出の約束」の場合は、その約束の日を記載する。

例えば、立候補する前に、選挙事務所の借上げ契約をした場合、選挙運動用通常葉書の印刷の発注をした場合等は、その契約及び発注の日を記載する。

(4) 「区分」の欄には、立候補届出の前日(4月11日)までの支出を「立候補準備」、立候補届出日(4月12日)以後の支出を「選挙運動」のための支出として記載する。

(5) 選挙運動に関する全ての支出は、次の10の費目にわけて記載しなければならない。

3 費目別記載要領

(1) 人件費

① 労務者、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬等を記載する。

② 選挙期日後の残務整理のために使用した労務者、事務員に対する報酬は、記載する必要はない。

(2) 家屋費

① 選挙事務所費

ア 選挙事務所自体のほか、机など備品の借上料、電話の架設費等を記載する。

イ 候補者の自宅を選挙事務所に使用した場合は、選挙運動費用に算入する必要はない。

② 集合会場費

個人演説会場及び演説会場用備品の借上料等を記載する。

(3) 通信費

事務上の連絡のための郵便、電報に要する費用、電話の借上料や通話料等を記載する。

(4) 交通費

① 運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者についての交通費(実費弁償額)を記載する。

(候補者の交通費については、選挙運動費用に算入されない。)

② 選挙運動用自動車に使用するために要した自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の報酬等は、選挙運動費用とみなされないから記載の必要がない。

(5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター・ビラ及び葉書の印刷費等を記載する。(ポス

ター・ビラの作成については、公費負担の対象であるが選挙運動費用に算入する必要がある。）

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用、看板の作成費等のほか、新聞広告の費用を記載する。

(7) 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務のために使用した消耗品等を記載する。

(8) 食糧費

- ① 選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用を記載する。
- ② 法令で認められた範囲内で運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対し支給する弁当料、又は弁当の調製費用を記載する。
(提供できる弁当の数は候補者1人当たり15人分(45食)、運動期間を通じて315食以内に限られ、弁当料は1人1食につき1,500円、1日につき4,500円に制限される。)

(9) 休泊費

候補者、運動員について生じる休憩及び宿泊に要した費用である。

(10) 雑費

暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料はここに入るが、このほか雑費として記載するものは、選挙運動の状況により異なる。

例えば、看板の作成の場合、看板屋に請け負わせたときは、広告費に入るが、材料を購入して労務者に作らせたときは、その賃金は人件費、木材、トタン等の材料代は雑費、墨代や塗料代は文具費になる。

支出最高額決定書

あなたが令和8年4月19日執行の神崎市議会議員選挙における候補者の出納責任者となり、選挙運動費用として支出することができる金額は、次のとおりとします。

令和 年 月 日

出納責任者の選任者

氏名 ⑩

支出できる最高額 円
(法定制限額 円)

私が出納責任者として支出することができる.....候補者の選挙
運動費用支出最高額が 円であることを確認します。

令和 年 月 日

出納責任者

氏名 ⑩